

村民のみなさまへ

大潟村役場からのお知らせ

令和7年11月28日

特設人権相談所を開設します

法務省および全国人権擁護委員連合会では、12月4日から10日までを「人権週間」と定め、全国的な啓発活動を展開しています。大潟村では次のとおり特設人権相談所を開設し、皆様の相談に応じておりますので、お気軽に足をお運びください。

●特設人権相談所の内容

「暴行、虐待を受けた」「セクハラ、パワハラを受けた」「名誉棄損、プライバシー侵害を受けた」「隣人間のトラブル」このような悩みや困りごとがありましたら、ひとりで悩まず人権擁護委員にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

【日 時】12月6日（土）10：00～15：00

【会 場】大潟村公民館 2階 大集会室

【相談員】大潟村人権擁護委員

【備 考】予約は不要です。



～秋田地方法務局では常設の人権相談を設けています～

平日でも次の通りご相談に応じていますのでご利用ください。

【日 時】平日 8:30～17:15

【会 場】秋田地方法務局人権擁護課（秋田市山王7丁目1-3）

【電話番号】みんなの人権 110番 TEL:0570-003-110

こどもの人権 110番 TEL:0120-007-110

女性の人権ホットライン TEL:0570-070-810

【インターネット人権相談受付窓口】

「インターネット人権相談」で検索。携帯電話でも相談できます。

【問合せ】秋田地方法務局人権擁護課 TEL:018-862-1443



お問い合わせは

大潟村役場 福祉保健課 福祉班 TEL. 45-2114 FAX. 45-2162